

斜面防災対策技術協会関東支部

規 約

平成 1 8 年 4 月

第1章 総則

第1条 (名称)

本支部は斜面防災対策技術協会関東支部（以下「支部」という）と称する。

第2条 (事務所)

支部の事務所は「社団法人斜面防災対策技術協会」内に置く。

第2章 目的と事業

第3条 (目的)

支部は東京、千葉、神奈川、埼玉、群馬、茨城、栃木、山梨の8都県を支部対象地区（以下「地区」という）とし、社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という）の方針及び事業計画に基き、協会の事業を促進することを目的とする。

第4条 (事業)

支部は前条の目的を達成するため、協会の年度事業計画に基づき、地区において次の事業を行う。

- (1) 斜面防災対策技術の進歩改善に関する調査、研究ならびに協力
- (2) 斜面防災対策技術の向上に関する研修会、研究会、講習会等の開催
- (3) 地区の事業推進に対する会員相互の協調と協力
- (4) 会員相互の技術情報資料の交換
- (5) 地区関係官公庁等に対する広報活動
- (6) その他支部の目的達成のために必要な事項

第3章 会員

第5条 (会員の資格)

支部の会員は、協会の正会員であって、地区内に所在する本社または支社、支店、営業所、工場等（以下「支社等」という）とする。

第6条 (入会)

支部に新たに入会しようとする者は、協会の会員となって入会申込書を支部長に提出する

第7条 (会費)

支部の会費ならびに納入方法については別に定める。

第8条 (会員資格の喪失)

支部会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

第9条（退会）

支部の会員は、支部を退会しようとするときは、退会届けを支部長に提出しなければならない。

第10条（除名）

支部会員が次の各号の一に該当する場合には、支部総会において支部会員総数の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合においては、その支部会員に対してあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 支部の規約又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 支部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

第11条（役員の定数および選任）

支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長1名
 - (2) 副支部長2名
 - (3) 理事10名以上15名以内（支部長、副支部長を含む。）
 - (4) 監事2名
- 2 理事および監事は、支部総会において支部会員のうちから選任する。
 - 3 支部長および副支部長は理事の互選による。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第12条（役員の職務）

支部長は、支部を代表し、支部役務を総理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

第13条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員の任期は、現任者または、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

第 14 条 (資格喪失による退任)

役員が支部会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

第 15 条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当する場合には、支部総会において支部会員総数の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 16 条 (報酬等)

役員は無給とする。

2 役員には必要経費を支給する。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、支部長が別に定める。

第 5 章 総会

第 17 条 (種別)

総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

第 18 条 (構成)

総会は、支部会員をもって構成する。

第 19 条 (議決事項)

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の変更

(4) 理事、監事の選任又は解任

(5) 支部会員の除名

(6) その他支部の運営上特に重要な事項

(7) 前号までに掲げるもののほか、支部長が付議した事項

第 20 条 (開催)

通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 支部会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 12 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

第 21 条 (招集)

総会は、第 12 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、支部長が招集する。

2 支部長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の 7 日前までに支部会員に通知しなければならない。

第 22 条 (議長)

総会は支部長が議長となる。

2 支部長に事故あるときは副支部長がその職務を代理する。

第 23 条 (定足数)

総会は、支部会員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

第 24 条 (議決)

総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席した支部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条 (書面表決等)

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第 26 条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 6 章 理事会

第 27 条 (種別)

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

第 28 条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第 29 条 (議決事項)

次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 前号までに掲げるもののほか、支部長の付議した事項

第 30 条 (開催)

通常理事会は、毎年 3 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 10 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき。

第 31 条 (招集)

理事会は、第 12 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、支部長が招集する。

2 支部長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

第 32 条 (議長)

理事会は、支部長が議長となる。

2 支部長に事故あるときは副支部長がその職務を代理する。

第 33 条 (定足数等)

理事会については、第 23 条から第 26 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「支部会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 7 章 委員会

第 34 条 (委員会)

支部長は支部役務を執行するために、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。

第 8 章 資産と会計

第 35 条 (資産の構成)

支部の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) その他の収入。

第 36 条 (資産の管理)

支部の資産は、理事会の定めるところにより支部長が管理する。

第 37 条 (経費の支弁)

支部の経費は、第 35 条に規定する資産をもって支弁する。

第 38 条 (事業年度)

支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 39 条 (事業計画及び予算)

支部の事業計画及びこれに伴う予算は、支部長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、総会において出席支部会員の 3 分の 2 以上の議決により承認を受けなければならない。また、これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、支部長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

第 40 条 (事業報告及び決算)

支部の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、支部長が事業報告書、収支計算書等を作成し、監事の監査を経て、総会において出席支部会員の 3 分の 2 以上の議決により承認を受けなければならない。

第 9 章 規約の変更と解散

第 41 条 (規約の変更)

この規約は、総会において支部会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て変更することができる。

第 42 条 (解散)

支部は、次に掲げる事項によるもののほか、総会において支部会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

- (1) 支部の目的である事業の成功またはその成功の不能
- (2) 破産手続き開始の決定
- (3) 支部会員の欠乏

第 10 章 事務局

第 43 条 (事務局)

支部の事務を処理するため、事務局を設け、必要に応じて職員をおく。

2 職員は理事会の同意を得て支部長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、支部長が理事会の議決を経て、別に定める。

第44条 (備付け帳簿及び書類)

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び種類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。

第11章 雑則

第45条 (施行細則)

この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決により、支部長が定める。

(附則)

この規約は、平成18年4月21日より施行する。

制定記録

昭和50年6月18日懇談会会則制定

昭和51年5月24日支部規約制定

昭和52年6月21日改定

平成5年5月14日改定

平成18年4月21日改定